

# 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

令和2年7月3日（令和3年3月31日改正）

自治研修センター

本ガイドラインは、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センター（以下「研修センター」という。）の新型コロナウイルス感染症対応要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、研修生、講師及び職員等の新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染防止対策を行うため、研修業務の実施方法及び施設管理等について定めるものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染症の動向や新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行う。

## 1 研修実施の基本方針

- (1) 「新しい生活様式」を取り入れた研修とする。
- (2) 研修は、原則、日帰り通所とする。ただし、通所が困難な離島や遠方の市町村からの研修生に限り1部屋1人としての宿泊を認める。
- (3) 研修生から「行動履歴及び体調に関する申告書」（別紙）を提出させる。
- (4) 毎日の研修開始前に検温し、記録するとともに、発熱や咳など体調不良が見受けられる研修生は、受講を認めない。
- (5) 研修センター内では、原則、研修生、講師及び職員等は、マスクを着用する。

## 2 研修センターが講じる感染防止対策

### (1) 研修生への周知

「新しい生活様式」を取り入れた研修運営とするため、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手指消毒や手洗い」「うがい」などの基本的な感染防止対策を徹底させるとともに、体調不良の際には速やかに申し出るよう研修生への周知を図る。

### (2) 消毒剤等の設置

- ① 手指消毒剤を玄関ホールや教室前ホールなどに設置する。
- ② ハンドソープを洗面所に設置する。

### (3) 施設や備品の消毒等

#### ① 教室

- ア 長机やいすなどは、研修が始まる前に清拭消毒する。
- イ 教卓及びマイクは、講師の交代の都度、清拭消毒する。
- ウ 研修で使用する教室のドアノブは、研修の始まる前と休憩時間終了後に清拭消毒する。

## ② トイレ

- ア 研修棟のトイレは、研修が始まる前と昼休み時間に清拭消毒を行う。
- イ 宿泊棟のトイレは、午前中と夜8時頃に清拭消毒を行う。
- ウ 洋式便器は、設置してあるシートペーパーを使用するよう表示する。
- エ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから流すよう表示する。
- オ トイレ使用後は、洗面所に設置してあるハンドソープで必ず手洗いを  
するよう表示する。

## ③ 休憩・休息スペース

研修棟のロビー、休憩室及び喫煙室のテーブルやいすなどは、研修の  
始まる前と休憩時間終了後に清拭消毒する。

## ④ 食 堂

食堂のテーブルやいすなどは、食事の前後に清拭消毒を行う。

## ⑤ その他の設備等

- ア 研修棟の喫煙室のドアノブ、自販機、手すり及び洗面台等の共有設備  
については、研修の始まる前と休憩時間終了後に清拭消毒する。
- イ 宿泊棟のドアノブ、自販機、手すり及び洗面台等の共有設備について  
は、午前中と夜8時頃に清拭消毒する。
- ウ マスク専用のゴミ箱は、各棟の各階に設置する。
- エ 浴室（脱衣室洗面所）のドライヤーは撤去する。

## (4) 「三つの密(密集・密接・密閉)」の防止対策

### ① 研修棟

#### ア 受 付

- ・研修受付を行う際は、一定の距離を保てるよう立ち位置の表示を行う。
- ・受付で集金を行う際は、透明間仕切り等を設置する。

#### イ 教 室

- ・研修テキストなどの資料は、前日までに机の上に配布する。
- ・座席は、原則、長机一人掛けとし、研修生の間隔を空けて配置する。
- ・教壇と研修生の間隔をとるとともに、講師席に透明間仕切り板を設置  
する。
- ・入口は、他の研修に支障がない限り、常に開放する。
- ・1時間おきに15分以上の休憩をとり、窓を開け十分に換気するとと  
もに、トイレなどが密にならないようにする。

#### ウ その他の施設

- ・研修棟の玄関入口のドア等は、支障がない限り、常に開放する。
- ・研修棟のロビー及び休憩室では、座席の間隔を空け人と人との間隔を  
確保する。
- ・喫煙室の座席の間隔を空け、同時に利用する者の人数を制限する。
- ・図書室での閲覧は禁止し、利用は、図書の貸出のみとする。
- ・講堂は、使用禁止とする。

- ・休憩室及びロビーは、研修前、休憩時間及び研修終了後に窓等を開け換気する。
- ・講師室は、交代の都度、換気を行い、机及びいす等を清拭消毒する。

## ② 宿泊棟

### ア 食堂

- ・食事は、一定の距離を保てるよう組ごとに利用時間をずらす。
- ・テーブル及びいすの間隔を空け、対面にならないよう片側だけに席を配置する。
- ・受渡カウンターの上部に飛沫防止シートを貼る。
- ・懇親会は、禁止する。

### イ 宿泊室

- ・宿泊は、1部屋1人を基本とする。

### ウ 浴室及び女子シャワー室

- ・浴室及び女子シャワー室は、部屋ごとに利用時間を指定する。

### エ その他の施設

- ・第1宿泊棟の談話室、娯楽室及びトレーニング室は、使用禁止とする。
- ・第2宿泊棟の談話コーナーは、使用禁止とする。

## 3 研修生が講じる感染防止対策

### (1) 受付

- ① 研修初日の過去14日以内において、海外への渡航歴がないこと、海外から入国して14日を経っていない者や新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がないこと及び「感染拡大地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上となる地域）」への移動がないこと、並びに発熱・咳など体調不良の症状がないことの申告書を提出する。
- ② 体調確認のため、毎朝、検温を行い記録する。

### (2) マスクの着用

- ① マスクは持参し必ず着用する。
- ② 使用済みのマスクは、マスク専用ゴミ箱に廃棄する。

### (3) 手指消毒や手洗いの徹底

- ① 玄関ホールや教室前ホールなどに設置してある手指消毒剤での消毒を徹底する。
- ② 洗面所に設置してあるハンドソープで休憩時や食事前など、手洗いやうがいを徹底する。

### (4) 外出の自粛

- ① 不要不急の外出はしない。

### (5) その他

- ① 廊下等を移動する際は、密にならないよう間隔を空ける。
- ② 宿泊室においては、随時、窓を開け、換気する。

#### 4 講師が講じる感染防止対策

(1) 研修初日の過去14日以内において、海外への渡航歴がないこと、海外から入国して14日を経えていない者や新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がないこと及び「感染拡大地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上となる地域）」への移動がないこと、並びに発熱・咳など体調不良の症状がないことの申告書を提出する。

ただし、研修前にPCR検査を受検し、検査結果が陰性であった場合はこの限りでない。

- (2) 講義前に、検温を行い、体調について記録する。
- (3) 研修中はマスクを持参し必ず着用する。
- (4) 手指消毒、手洗い、うがいを徹底する。
- (5) 講義は、研修生の三密を避けるため、研修生が密集して行うグループ討議は中止する。また、大きな声は発しないようにする。
- (6) 休憩は1時間おきに15分以上とり、講義の終了時間は厳守する。
- (7) 講義中の机間巡視等は控える。

#### 5 職員が講じる感染防止対策

- (1) 毎朝、検温を行い、体調について記録する。
- (2) マスクは必ず着用する。
- (3) 手指消毒、手洗い、うがいを徹底する。
- (4) 事務室の机の間隔を空けるなど、職員同士の距離を確保する。
- (5) 事務室を定期的に換気する。
- (6) 本人及び同居の家族が、海外への渡航歴、海外から入国して14日を経えていない者や新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触及び「感染拡大地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上となる地域）」へ移動、並びに発熱・咳など体調不良の症状がある場合は、研修センター所長に報告するとともに、関係機関に早急に相談し適切に対応する。

#### 6 委託業者が講じる感染防止対策

委託業者は、業種ごとに策定されている感染拡大予防ガイドライン及び本ガイドライン等に従い業務を行うとともに、従業員に次のことを遵守させる。

- (1) マスクは必ず着用する。
- (2) 手指消毒、手洗い、うがいを徹底する。
- (3) 業務のある日は、業務開始前に体調について研修センター所長に報告する。
- (4) 本人及び同居の家族が、海外への渡航歴、海外から入国して14日を経えていない者や新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触及び「感染拡大地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上となる地域）」へ移動、並びに発熱・咳など体調不良の症状がある場合は、研修センター所長に報告する。